資料 10

平 成 ３ １ 年 ４ 月 １ 日
宿泊分野特定技能協議会決定
（一部改正）令 和 元 年 ８ 月 ２ ６ 日
（一部改正）令 和 ４ 年 １ ２ 月 ２ １ 日
（一部改正）令 和 ８ 年 ● 月 ● 日

宿泊分野特定技能協議会の運営について（案）

宿泊分野特定技能協議会規約（以下「規約」という。）第８条第１項に基づき、協議会の運営に関して必要な事項を下記のとおり定めることとする。

記

１．規約第４条第１項第四号に規定する宿泊事業者団体とは、以下の団体とする。
- 一般社団法人日本ホテル協会
- 一般社団法人全日本ホテル連盟
- 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- 一般社団法人日本旅館協会

~~２．規約第５条第３項に規定するその他の簡易な方法による開催とは、以下の開催とする。~~
- ~~有識者、宿泊事業者団体、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省及び国土交通省を構成員とする開催~~

~~３．~~２．特定技能所属機関又は登録支援機関（以下、「特定技能所属機関等」という。）は、規約第７条第１項に規定する届出に際して、以下の各事項を遵守するものとする。
- 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守すること
- 宿泊分野特定技能協議会規約を遵守すること
- 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重すること
- 他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引抜き（登録支援機関にあっては、引抜きの幇助）は行わないこと
- 宿泊分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行うこと

~~４．~~３．協議会は、その決議により、前項の各事項を遵守しない特定技能所属機関等を退会させることができる。

~~５．~~４．規約第７条第１項に規定する届出の内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関等は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。

以上